

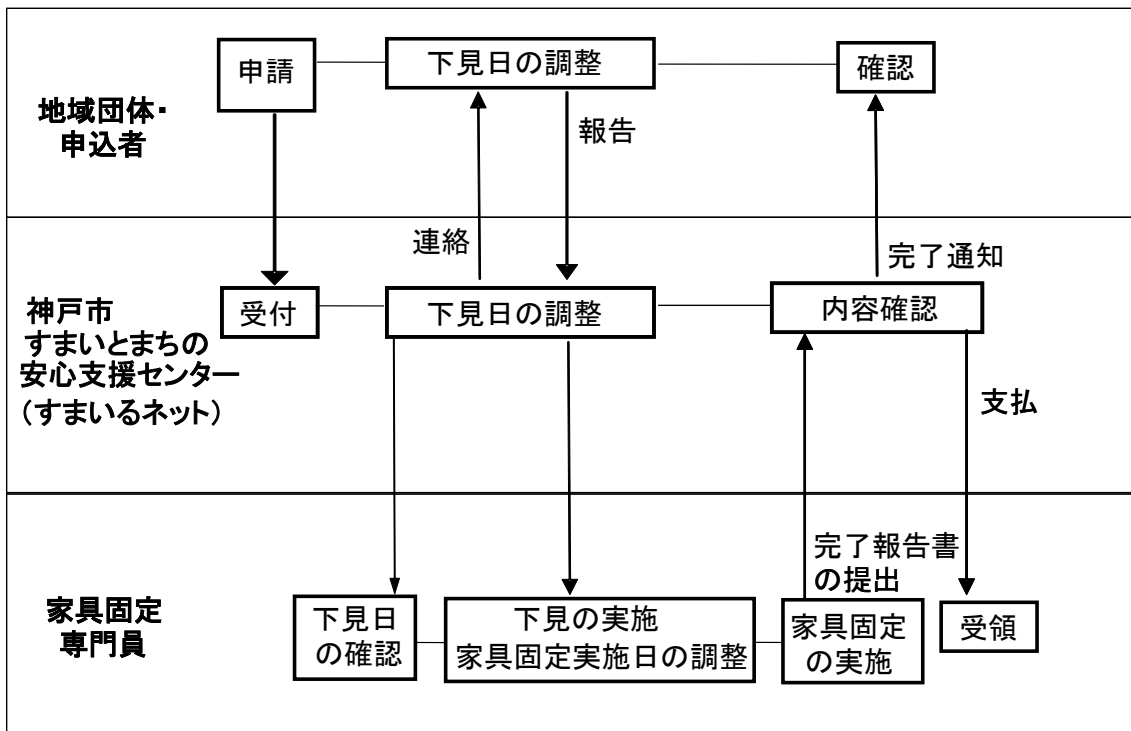
神戸市家具固定専門員派遣制度

家具固定専門員募集要領

1. 趣旨

阪神・淡路大震災時には、家具の転倒により、亡くなられた方や怪我をした方が多数おられました。また、今後、発生が懸念されている南海トラフ地震では長周期の揺れが予想されており、建物だけでなく室内の耐震化が大変重要となります。そこで、神戸市では家具の固定を促進するため、自治会・マンション管理組合・まちづくり協議会・ふれあいのまちづくり協議会・防災福祉コミュニティが、地域の防災活動の一環として家具固定を実施する場合に、家具固定の専門員を派遣します。このたび、家具固定専門員を下記のとおり募集いたします。

2. 神戸市家具固定専門員派遣制度の概要



3. 公募要件及び用語の定義

家具固定専門員派遣にかかる委託契約は、神戸すまいまちづくり公社（神戸市すまいとまの安心支援センター）と事業者との間で締結するものとします。

事業者等の定義及び公募要件は次のとおりとします。

| 項目 | この制度での定義 | 公募要件 |
|----------|--|---|
| 家具固定専門員 | 神戸すまいまちづくり公社（神戸市すまいとまの安心支援センター）から委託を受け、家具を金物等により固定する事業者 | ①住宅の修繕・リフォーム等の仕事に自ら従事し、市が指定する固定方法で家具固定が出来る事業者 ②家具固定の普及啓発活動に積極的に参加できる事業者 ※事業所の所在地は、神戸市内外を問いません |
| 金物等による固定 | L型金物・チェーン・ヒートン・家具固定用ベルトを使い、ネジによって家具を壁に固定することをいいます。 ポール式器具・ストッパー・粘着シート等による固定はこの制度における「家具固定」にはなりませんのでご注意ください。 | |

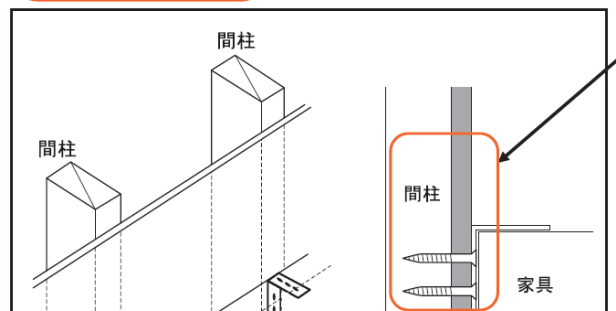
※金物等による固定の具体的な固定方法は次頁をご参照ください。（東京消防庁 家具類の転倒・落下防止対策ハンドブックより抜粋）

● 壁に固定する場合（木造の場合）

Point

- 転倒防止対策の基本は、**ネジによる固定**です。その場合、家具を固定する対象は、壁下地の柱、間柱、胴縁等とします。
- 木ネジは32mm以上のものを使用し、ネジ頭までしっかりねじ込みます。
- 付け鴨居は、強度が確認された場合、これに固定することが可能です。
- 上下2段式の家具など、やむを得ず積み重ねる場合は金具などで連結します。

L型金具の取付け



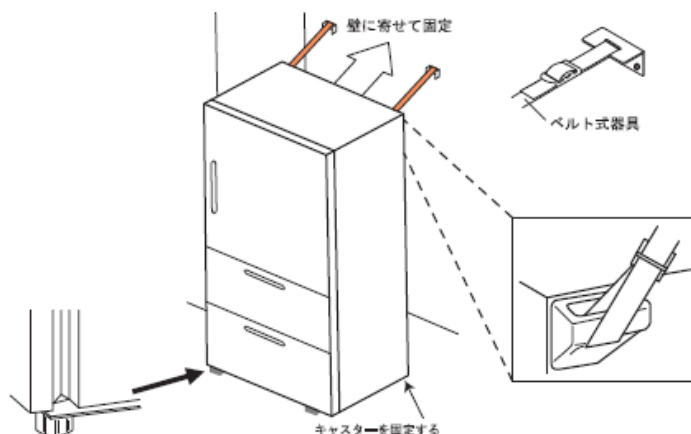
● 冷蔵庫の移動・転倒防止対策

Point

- 冷蔵庫の背面上部のベルト取付け部分と壁とをベルトで連結する方法が効果が高い。
- 冷蔵庫は、移動や転倒したときに備え、避難の障害にならないように置き方を工夫する。
- 冷蔵庫の固定脚を引き出し、ロックするとともに、必ず上部固定も併用する。

冷蔵庫の底には移動用のキャスターが付いているため、地震の揺れで容易に大きく移動することがあります。キャスターの固定を行うとともに、転倒防止対策を実施する必要があります。

冷蔵庫の移動・転倒防止には、冷蔵庫の上部をベルトなどで背面の壁と連結することが有効ですが、壁側にネジ止めをする器具の場合は、壁の強度のある部分で行う必要があります。



冷蔵庫裏面の取っ手にベルトを通して、なるべく壁に寄せて固定する。

4. 派遣期間

契約日から2021年3月31日まで（年度更新）

5. 派遣の内容

派遣内容は、神戸市すまいとまちの安心支援センターから業務委託のあった家具固定です。なお、委託契約の対象となる家具固定（神戸市すまいとまちの安心支援センターからの支払い対象）は無料家具固定（下記の表を参照）の範囲としますが、派遣の内容は家具固定にかかる(1)～(3)の各項に定める内容とします。（※令和2年度予算成立後に確定する内容です。）

(1) 家具固定の種類

| 項目 | 固定対象 | | 契約形態 | 市民負担額 | 備考 |
|----------|---|---|---|-------|----------------------------------|
| ① 無料家具固定 | マンション管理組合等、共同住宅の居住者のみで構成される団体の申込者 | 2家具までのダンス・本棚・食器棚等の家具・冷蔵庫の金物等による固定 (仏壇は事前に固定方法を申込者に確認の上、金具固定をする場合に対象とする) 冷蔵庫以外の家電製品は対象外 | 神戸すまいまちづくり公社（神戸市すまいとまちの安心支援センター）との契約に基づきます。 | 無料 | |
| | 上記以外の団体で、65歳以上の方・障がい者の方・小学生以下の子供のいる世帯の申込者 | | | | |
| ② 有料家具固定 | 「①無料家具固定」の対象となる申込者 | 3家具目からの固定 | 申込者との契約によります。 | 有料 | 固定単価は、1家具あたり6,000円～8,000円までとします。 |
| | 「①無料家具固定」の対象外となる申込者 | 1家具目からの固定 | | | |

【ご注意】

②有料家具固定においても、L型金物・チェーン・ヒートン・家具固定用ベルトを使い、ネジによって家具を壁に固定することとします。

(2) 家具固定の実施

① 日程調整

団体から家具固定専門員派遣申請が神戸市すまいとまちな安心支援センター(以下すまいるネット)に提出されると、すまいるネットから、当該家具固定について委託依頼と下見可能日について、家具固定専門員に確認と連絡が入ります。

②時間調整

①で調整した日程で、団体連絡者(または、すまいるネット)が申込者と下見に何う日時調整を行います。

③家具固定前の下見及び説明

家具固定専門員は、家具固定前に下見を行い、固定の方法、無料・有料の範囲を申込者に説明し、了解を得てください。有料のものは、6,000円~8,000円までの間で見積書を渡し家具固定実施後、申込者から直接受領してください。見積書と領収書は神戸市すまいとまちな安心支援センターへ提出していただきますので写しをお取りください。家具固定実施日は下見時に各申込者と家具固定専門員が日程調整をしてください。また、下見日及び説明の際には、申込者に家具固定専門員の専門員証・腕章を提示してください。

④家具固定の実施

家具固定専門員は、家具固定を行う家具について、家具固定前後の写真を必ず撮影してください。家具固定実施後は「施工完了報告書」に必要事項を記入の上、申込者から署名と捺印をもらってください。また、その際、申込者に「アンケート」と「返信用封筒」を手渡し、必要事項を記入のうえ、神戸市すまいとまちな安心支援センターに郵送していただくようお願いしてください。なお、家具固定時の物損等については、家具固定専門員の責によるものとしますので、ご注意ください。

⑤ 神戸市すまいとまちな安心支援センターへの連絡

申込内容に変更があった場合は、速やかに神戸市すまいとまちな安心支援センターへ連絡してください。

家具固定専門員が現地で下見を行い、下見日の翌日以降に辞退となった場合でも、家具固定専門員が派遣されたとみなします。その場合、無料家具固定の利用は、1世帯1回限りとなっていますので、次回この制度を利用される場合は、有料での家具固定になる旨を申込者にお伝えください。

下見時に、構造上の問題により固定が出来ない場合は、固定が出来る問題のない箇所に変更を勧めてください。

⑥家具固定後

家具固定実施後は、家具固定専門員は「施工完了報告書」「施工前・施工後写真」「請求書」「有料分の見積書と領収書の写し」を神戸市すまいとまちな安心支援センターに提出してください。

(3) 講習

家具固定専門員は、神戸市すまいとまちの安心支援センターが開催する講習を必ず受講してください。受講されない場合は、家具固定専門員の資格を認めない場合があります。

6. 派遣に係る経費の支払い

(1) 派遣料及び支払方法

① 派遣料

1家具固定 6,000円（材工込み） [令和2年度予算成立後に確定]

② 支払い方法

実績報告提出2～3週間後、請求額を支払います。

③ 下見について

下見に係る経費は、原則として、家具固定費に含まれるものとし、委託料の支払い対象とはなりません。

④ 辞退について

無料対象分について、下見日の翌日以降に辞退があった場合、1家具あたり1,500円を支払います。

7. 契約の解除等

(1) 契約の解除

神戸市すまいとまちの安心支援センターは、次の各項目の1つに該当したときは、委託期間中であっても契約を解除することができることとします。

① 家具固定専門員が委託契約の義務を履行しないとき

② 家具固定専門員が、神戸市すまいとまちの安心支援センターの指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき

③ 家具固定専門員派遣に関して信用失墜行為があったとき

④ 応募時の提出書類に虚偽の内容があったとき

8. 秘密の保持及び個人情報の保護

家具固定派遣における秘密の保持及び個人情報の保護については、神戸市個人情報保護条例等の法令、条例のほか、「個人情報取扱特記事項」など契約に定める内容によることとします。

9. 公募スケジュール

(1) 応募期間

① 応募期間

令和2年3月5日（木）～3月31日（火）

提出期限厳守、持参・郵送可（郵送の場合は3月31日必着）

② 提出書類

「応募書」別紙様式のとおり

③ 提出先

神戸市すまいとまちの安心支援センター すまい安全推進係あて

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-1アスタくにつか5番館2階

電話：078-647-9907 FAX：078-647-9912

(2) 家具固定専門員の決定

家具固定専門員の決定に当たっては、透明性及び公平性を確保することが必要なことから、提出された書類審査の上、決定します。

(3) 家具固定専門員講習会の受講

家具固定専門員決定者は「神戸市家具固定専門員講習会(※)」を受講していただきます。修了者に家具固定専門員証と腕章を交付します。併せて、前回交付いたしました家具固定専門員証と腕章は返却してください。

(※) 日時：令和2年4月10日13時半～で、予定していますが、新型コロナウイルスの状況により変更の可能性があります。

会場：神戸市長田区二葉町5-1-1アスタくにつか5番館 2階セミナールーム

10. お問い合わせ

本募集要領についてのご質問・お問い合わせは、下記へお願いします。

神戸市すまいとまちの安心支援センター すまい安全推進係（田谷）

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-1アスタくにつか5番館2階

電話：078-647-9907 FAX：078-647-9912

受付時間 10：00～17：00（水、日、祝は除く）